

平成24年第2回泉南市議会定例会議案書

## 議 案 一 覧 表

(平成24年6月11日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報告	1	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	1
報告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	13
報告	3	専決処分の承認を求めるについて（泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	23
報告	4	平成23年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	29
報告	5	平成23年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算繰越計算書について	31
報告	6	平成23年度泉南市水道事業会計予算繰越計算書について	33
議案	1	泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	35
議案	2	泉南清掃事務組合理約の変更に係る協議について	39
議案	3	泉南市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	43
議案	4	平成24年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）	49

報告第1号

## 専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 1 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

#### 専決理由

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が平成24年4月1日に施行され、市民税及び固定資産税等についての制度が改正されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第3号

## 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年3月30日専決

泉南市長 向 井 通 彦

## 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第43条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

附則第6条の4の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合）

第6条の4の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

2 法附則第15条第10項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第6条の5の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に、「附則第19条の4第5項」を「附則第19条の4第3項」に改める。

附則第6条の6の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第6条の7の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中

「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第6条の8中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第6条の9（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第6条の11第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

附則第7条の3第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第8条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第12条の次に次の1条を加える。

第12条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類

(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第13条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第13条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第9条の3第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは

「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第9条の4第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第9条の5第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第9条の6第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第9条の3、附則第9条の4、附則第9条の5又は附則第9条の6の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第14条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第6条の2の3及び第6条の2の3の2の規定の適用については、附則第6条の2の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第6条の2の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。



## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

### (市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第14条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の4の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。第4項及び第5項において「平成24年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（次項において「新法」という。）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第6条の4の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 この条例による改正前の泉南市市税賦課徴収条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第6条の7第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項並びに第6条の11第2項及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第6条 の7第2項	前項	附則第6条の7第1項
	平成21年度から平成23年度までの 各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第6条 の7第4項	0・8	0・9
	平成21年度から平成23年度までの 各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第6条の7第1項
旧条例附則第6条 の11第2項	前項	附則第6条の11第1項
	平成21年度から平成23年度までの 各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第6条 の11第4項	0・8	0・9
	平成21年度から平成23年度までの 各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第6条の11第1項

5 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第7条の2の 2	又は第6条の11	若しくは第6条の11又は泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成
---------------	----------	--------------------------------------

		<p>24年3月30日条例第15号。以下「平成24年改正条例」という。) 附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の泉南市市税賦課徴収条例(以下「平成24年改正前の条例」という。) 附則第6条の7第2項若しくは第4項若しくは第6条の11第2項若しくは第4項</p>
	附則第6条の11	<p>附則第6条の11又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第6条の11第2項若しくは第4項</p>
附則第8条第1項	から第5項まで	<p>から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第6条の7条第2項若しくは第4項</p>

報告第2号

## 専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 1 泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

#### 専決理由

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が平成24年4月1日に施行され、都市計画税についての制度が改正されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第4号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年3月30日専決

泉南市長 向 井 通 彦

## 泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和36年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第3項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削る。

附則第4項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第7項とし、附則第9項を附則第8項とする。

附則第10項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第9項とし、附則第11項を削る。

附則第12項中「第10項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度

まで」に改め、同項を附則第10項とし、附則中第13項を削り、第14項を第11項とする。

附則第15項中「、第5項及び第6項」を「及び第5項」に、「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、「、附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に」を削り、「、第6項及び第7項」を「、第5項及び第6項」に、「から第8項まで及び第13項」を「から第7項まで」に、「附則第8項」を「附則第7項」に、「附則第9項から第13項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第10項」を「附則第9項」に、「附則第27条の2第5項」を「附則第27条の2第3項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第16項中「、第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」を「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第17項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第14項とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の泉南市都市計画税賦課徴収条例（附則第4項において「新条例」という。）の規定は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の泉南市都市計画税賦課徴収条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第3項（住宅用地に係る部分に限る。）、第5項、第11項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第13項の規定は、地方税法及び国

有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。次項において「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第3項	前項	附則第2項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第5項	0・8	0・9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第2項	附則第2項
旧条例附則第11項	前項	附則第9項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第13項	0・8	0・9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第10項	附則第9項



4 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第12項	及び第5項	及び第5項並びに泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日条例第16号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の泉南市都市計画税賦課徴収条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第5項
	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、平成24年改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に
	から第7項まで	から第7項まで並びに平成24年改正条例附則第3項の規定によりなおその効力を有

	するものとして読み替えて適用される平成 24年改正前の条例附則第5項及び第13 項
から第10項まで	から第10項まで並びに平成24年改正条 例附則第3項の規定によりなおその効力を 有するものとして読み替えて適用される平 成24年改正前の条例附則第11項及び第 13項

## 専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 1 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

#### 専決理由

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が平成24年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行なう必要から、専決処分したものである。

専決甲第5号

## 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年3月30日専決

泉南市長 向 井 通 彦

## 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険税条例（昭和41年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 平成23年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

平成23年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成23年度大阪府泉南市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
総務費	総務管理費	総合計画策定事業	2,540,000	798,000			798,000
総務費	戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳法改正に伴うシステム改修事業	48,000,000	48,000,000			48,000,000
農林水産業費	農業費	溜池改修事業	12,600,000	12,600,000		10,080,000	2,520,000
教育費	小学校費	一丘小学校整備事業	12,900,000	12,900,000		12,843,000	57,000
教育費	小学校費	新家・砂川小学校施設耐震化事業	216,520,000	216,520,000		216,436,000	84,000
教育費	中学校費	泉南中学校整備事業	41,320,000	41,320,000		36,511,000	4,809,000
合 計			333,880,000	332,138,000	0	275,870,000	56,268,000

平成24年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

## 平成23年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

平成23年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成23年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
総務費	総務管理費	平成24年度介護保険制度改正に伴うシステム改修費	15,737,000	10,500,000	0	2,849,000	7,651,000

平成24年6月11日提出

泉南市長 向井通彦

## 平成23年度泉南市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条の規定により、泉南市水道事業会計予算の繰り越しをしたので報告する。

### 平成23年度泉南市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金		
資本的支出	建設改良費	簡易水道統合事業費	円 84,300,000	円 32,580,300	円 43,660,050	円 13,366,000	円 28,800,000	円 1,494,050	円 8,059,650	円 0
資本的支出	建設改良費	配水管布設工事費	68,500,000	34,958,850	1,260,000	0	0	1,260,000	32,281,150	0
合計			152,800,000	67,539,150	44,920,050	13,366,000	28,800,000	2,754,050	40,340,800	0

平成24年6月11日提出

泉南市長 向井通彦



議案第1号

泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を泉南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成24年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

住 所	泉南市男里五丁目4番15号
氏 名	岩 本 正 美 (いわもと まさみ)
生年月日	昭和25年6月11日
職 業	無職

提案理由

馬野和俊委員が急逝されたため、同委員の後任の固定資産評価審査委員会委員として、岩本正美氏を最適任者と認め、選任したいので提案するものである。

議案第1号参考

岩本 正美 氏 経歴

昭和44年	3月	岸和田市立産業高等学校卒業
同 45年	4月	泉南町職員
同 45年	7月	泉南市職員（市制移行による。）
平成19年	4月	泉南市選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、公平委員会参事
同 22年	4月	公平委員会参与
同 23年	3月	泉南市退職

## 議案第2号

### 泉南清掃事務組合同規約の変更に係る協議について

泉南清掃事務組合同規約（昭和42年10月21日許可）を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により阪南市と協議するにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成24年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

#### 提案理由

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、泉南清掃事務組合同規約中の関係規定を変更する必要があるため、阪南市と協議するにあたり議会の議決を求めるものである。

## 泉南清掃事務組合同規約の一部を変更する規約

泉南清掃事務組合同規約（昭和42年10月21日許可）の一部を次のように変更する。

第12条第3項中「及び外国人登録人口」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による変更後の泉南清掃事務組合同規約第12条第3項の規定は、平成25年度分以後の関係市の負担金の額の算定について適用し、平成24年度分までの関係市の負担金の額の算定については、なお従前の例による。

議案第 3 号

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 4 年 6 月 1 1 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

提案理由

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正により、外国人登録制度が廃止され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となることに伴い、外国人登録に係る規定の削除、住所要件に係る規定の整備等の所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

## 泉南市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例

(泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

第1条 泉南市印鑑登録及び証明に関する条例(平成8年泉南市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削る。

第4条第4項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

第5条第2項第1号中「又は氏及び名の各一部」を「若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第1項第3号を次のように改める。

(3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

第6条第1項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み

合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

第11条第1項第2号中「消除し」を「消除したとき」に、「外国人登録原票を閉鎖し、若しくは送付したとき」を「外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）」に改め、同項第3号中「若しくは名」の次に「（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）」を加え、「又は第2号」を削る。

第12条第3項中「第6号」を「第7号」に改める。

（泉南市事務分掌条例の一部改正）

第2条 泉南市事務分掌条例（昭和46年泉南市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条市民生活環境部の項第1号中「戸籍、住民基本台帳及び外国人登録」を「戸籍及び住民基本台帳」に改める。

（泉南市手数料条例の一部改正）

第3条 泉南市手数料条例（平成12年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表24の項を削り、同表25の項から同表49の項までを1項ずつ繰り上げる。

第3条第3号中「36」を「35」に改め、同条第4号中「37」を「36」に改め、同条第5号中「38」を「37」に、「39」を「38」に改める。

（泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正）

第4条 泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成6年泉南市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく外国人登録原票に登録されている乳幼児」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の泉南市印鑑登録及び証明に関する条例第2条の規定による本市の外国人登録原票に登録されている者が受けた印鑑の登録については、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 市長は、前項の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録については施行日において職権で消除するものとする。この場合において、登録の消除については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。
  - (2) 市長は、施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日においても、なお印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において、職権で当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。



議案第4号

平成24年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第1号）

平成24年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,633千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,700,135千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成24年6月11日提出

泉南市長 向 井 通 彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(12)分担金及び負担金		214,983	22,792	237,775
	1)負担金	177,640	22,792	200,432
(14)国庫支出金		3,577,896	6,748	3,584,644
	2)国庫補助金	149,365	6,748	156,113
(15)府支出金		1,580,341	40,859	1,621,200
	2)府補助金	520,013	40,859	560,872
(18)繰入金		466,820	9,802	476,622
	1)基金繰入金	466,820	9,802	476,622
(19)諸収入		222,663	1,432	224,095
	6)雑入	209,046	1,432	210,478
歳入合計		20,618,502	81,633	20,700,135

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		2,120,538	1,432	2,121,970
	1) 総務管理費	1,570,796	1,432	1,572,228
(3) 民生費		9,551,438	47,607	9,599,045
	1) 社会福祉費	2,414,759	35,457	2,450,216
	2) 児童福祉費	3,548,849	12,150	3,560,999
(4) 衛生費		1,516,399	32,594	1,548,993
	1) 保健衛生費	396,711	32,594	429,305
	2) 清掃費	1,097,443	0	1,097,443
歳 出 合 計		20,618,502	81,633	20,700,135

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)泉南阪南共立火葬場建設に係るアドバイザー業務 (平成24年度)	平成24年度～ 平成25年度	14,217千円

平成 2 4 年 度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 2 分担金及び負担金		214,983	22,792	237,775			
( 1 ) 負 担 金		177,640	22,792	200,432			
	3) 衛生費負担金		22,792	22,792	1. 火葬場費負担金	22,792	
1 4 国庫支出金		3,577,896	6,748	3,584,644			
( 2 ) 国庫補助金		149,365	6,748	156,113			
	1) 民生費補助金	79,234	6,748	85,982	60. 介護保険事業費補助金	6,748	市民後見推進事業補助金 265 市町村認知症施策総合推進事業補助金 6,483
1 5 府支出金		1,580,341	40,859	1,621,200			
( 2 ) 府補助金		520,013	40,859	560,872			
	2) 民生費補助金	397,154	40,859	438,013	11. 介護保険事業費補助金	15,882	介護基盤緊急整備等臨時特例補助金
					12. 地域福祉・子育て 支援交付金	12,827	介護保険特別枠
					13. 安心こども基金事 業補助金	12,150	
1 8 繰 入 金		466,820	9,802	476,622			
( 1 ) 基金繰入金		466,820	9,802	476,622			

款 18 繰 入 金 項 1 基金繰入金

款 18 繰入金 項 1 基金繰入金 目 4 公共施設整備基金繰入金

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	4) 公共施設整備基金 繰入金	100,000	9,802	109,802	1. 公共施設整備基金 繰入金	9,802	
19 諸 収 入		222,663	1,432	224,095			
(6) 雑 入		209,046	1,432	210,478			
	1) 雑 入	209,046	1,432	210,478	14. 雑 入	1,432	自治宝くじコミュニティ助成金 地域活性化センター助成事業交付金 1,300 132
歳 入 合 計		20,618,502	81,633	20,700,135			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	2,120,538	1,432	2,121,970	1,432			
				諸収入	1,432		
(1)総務管理費	1,570,796	1,432	1,572,228	1,432			
				諸収入	1,432		
9)企 画 費	60,170	1,300	61,470	1,300			
				諸収入	1,300		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	1,300		1,529
[ 4]危機管理事業	5,726	1,300	7,026	1,300		政策推進課	
				諸収入	1,300		
				[自治宝くじコミュ ニティ助成金 1,300]			
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	1,300	自主防災組織育成補助金	569
13)人権推進費	96,346	132	96,478	132			
				諸収入	132		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	132		1,119
[10]男女共同参画推 進事業	6,304	132	6,436	132		人権推進課	

款 2 総 務 費      項 1 総務管理費      目 13 人権推進費



## 款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 13 人権推進費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				諸収入 132 [地域活性化センター 一助成事業交付金 132]			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	132	地域づくりアドバイザー事業講師謝礼	309
3 民 生 費	9,551,438	47,607	9,599,045	47,607			
				国庫支出金 6,748			
				府支出金 40,859			
(1) 社会福祉費	2,414,759	35,457	2,450,216	35,457			
				国庫支出金 6,748			
				府支出金 28,709			
9) 老人福祉費	91,920	35,457	127,377	35,457			
				国庫支出金 6,748			
				府支出金 28,709			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	1,745		1,290
				9. 旅 費	728		133
				11. 需 用 費	2,460		289
				12. 役 務 費	367		205
				13. 委 託 料	9,711		21,261
				14. 使用料及び賃借料	540		140
				18. 備品購入費	868		
				19. 負担金、補助及び 交付金	19,038		37,278

[ 8]認知症ケア推進事業	16,310	16,310	16,310	高齢障害介護課		
			国庫支出金 6,483			
			[市町村認知症施策 総合推進事業補助 金 6,483]			
			府支出金 9,827			
			[介護基盤緊急整備 等臨時特例補助金 500]			
			[地域福祉・子育て 支援交付金 介護 保険特別枠 9,327]			
			節 区 分	金 額		
			8. 報 償 費	1,370	講師謝礼	
			9. 旅 費	696	普通旅費	
			11. 需 用 費	2,460	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 被服費	1,702 3 60 195 500
			12. 役 務 費	367	郵便料 コピーパフォーマンス料 保険料 広告料	109 123 110 25
			13. 委 託 料	6,353	地域包括支援センター事業委託料 認知症ケア推進事業委託料	2,548 3,805
			14. 使用料及び賃借料	540	機械器具借上料 会場借上料	122 418
18. 備品購入費	868	器具購入費				
19. 負担金、補助及び 交付金	3,656	セミナー参加費 認知症予防活動・地域活動プログラム事業補助金	156 3,500			

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 9 老人福祉費

## 款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 9 老人福祉費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[11]地域包括ケア推進事業		19,147	19,147		19,147	高齢障害介護課	
				国庫支出金 265			
				[市民後見推進事業 補助金 265]			
				府支出金 18,882			
				[介護基盤緊急整備 等臨時特例補助金 15,382]			
				[地域福祉・子育て 支援交付金 介護 保険特別枠 3,500]			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	375	高齢者等虐待防止ガイドライン策定委員会委員謝礼	
				9. 旅 費	32	普通旅費	
13. 委 託 料	3,358	高齢者等虐待防止ガイドライン委託料 3,125 市民後見推進事業委託料 233					
19. 負担金、補助及び 交付金	15,382	地域支え合い体制づくり事業補助金					
(2)児童福祉費	3,548,849	12,150	3,560,999	12,150			
				府支出金 12,150			
5)保育子育て支援 費	72,585	12,150	84,735	12,150			
				府支出金 12,150			

				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	5,350		253
				9. 旅 費	210		30
				11. 需 用 費	212		134
				13. 委 託 料	3,000		420
				14. 使用料及び賃借料	300		47
				18. 備品購入費	3,000		
				19. 負担金、補助及び 交付金	78		7
[ 2]保育子育て支援 事業	1,323	12,150	13,473	12,150		保育子育て支援課	
				府支出金 12,150			
				[安心こども基金事 業補助金 12,150]			
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	5,350	講師謝礼 150 相談員謝礼 5,200	253
				9. 旅 費	210	普通旅費	30
				11. 需 用 費	212	消耗品費 12 印刷製本費 200	134
				13. 委 託 料	3,000	上演委託料	420
				14. 使用料及び賃借料	300	会場借上料	47
				18. 備品購入費	3,000	器具購入費	
				19. 負担金、補助及び 交付金	78	職員研修参加負担金	7
4 衛 生 費	1,516,399	32,594	1,548,993	22,792	9,802		
				分担金及び負担金 22,792			
( 1)保健衛生費	396,711	32,594	429,305	18,393	14,201		
				分担金及び負担金 18,393			

款 4 衛 生 費 項 1 保 健 衛 生 費

## 款 4 衛 生 費 項 1 保 健 衛 生 費 目 7 火 葬 場 費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
7)火葬場費	20,000	32,594	52,594	18,393	14,201		
				分担金及び負担金 18,393			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	32,594		10,458
[ 4]火葬場建設事業		32,594	32,594	18,393	14,201	環境整備課	
				分担金及び負担金 18,393 [火葬場費負担金 18,393]			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	32,594	調査委託料 アドバイザー業務委託料	5,777 26,817
( 2)清 掃 費	1,097,443	0	1,097,443	4,399	△4,399		
				分担金及び負担金 4,399			
1)清掃総務費	63,724	0	63,724	4,399	△4,399		
				分担金及び負担金 4,399			
[ 1]人件費事業	58,956	0	58,956	4,399	△4,399		
				分担金及び負担金 4,399 [火葬場費負担金 4,399]			
歳 出 合 計	20,618,502	81,633	20,700,135	71,831	9,802		
				分担金及び負担金 22,792			

				国庫支出金 6,748			
				府支出金 40,859			
				諸収入 1,432			

款 4 衛 生 費      項 2 清 掃 費      目 1 清 掃 総 務 費

## 款 別 現 計 予 算 表

## 1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,559,868		8,559,868	41.4
(2) 地方譲与税	151,200		151,200	0.7
(3) 利子割交付金	21,600		21,600	0.1
(4) 配当割交付金	17,600		17,600	0.1
(5) 株式等譲渡所得割交付金	5,400		5,400	—
(6) 地方消費税交付金	634,400		634,400	3.1
(7) ゴルフ場利用税交付金	49,000		49,000	0.2
(8) 自動車取得税交付金	66,300		66,300	0.3
(9) 地方特例交付金	50,200		50,200	0.2
(10) 地方交付税	2,550,000		2,550,000	12.3
(11) 交通安全対策特別交付金	12,204		12,204	0.1
(12) 分担金及び負担金	214,983	22,792	237,775	1.2
(13) 使用料及び手数料	374,120		374,120	1.8
(14) 国庫支出金	3,577,896	6,748	3,584,644	17.3
(15) 府支出金	1,580,341	40,859	1,621,200	7.8
(16) 財産収入	36,387		36,387	0.2
(17) 寄 附 金	1,120		1,120	—
(18) 繰 入 金	466,820	9,802	476,622	2.3
(19) 諸 収 入	222,663	1,432	224,095	1.1
(20) 市 債	2,026,400		2,026,400	9.8
歳 入 合 計	20,618,502	81,633	20,700,135	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	303,855		303,855	1.5
(2) 総務費	2,120,538	1,432	2,121,970	10.2
(3) 民生費	9,551,438	47,607	9,599,045	46.4
(4) 衛生費	1,516,399	32,594	1,548,993	7.5
(5) 農林水産業費	135,257		135,257	0.6
(6) 商工費	63,443		63,443	0.3
(7) 土木費	1,300,618		1,300,618	6.3
(8) 消防費	836,787		836,787	4.0
(9) 教育費	1,699,022		1,699,022	8.2
(10) 公債費	2,950,502		2,950,502	14.3
(11) 諸支出金	120,643		120,643	0.6
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	20,618,502	81,633	20,700,135	100.0